

入院時食事療養費について

当院は、**入院時食事療養費（Ⅰ）**の届け出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を**適時・適温**にて提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。

（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

■食事提供時間

朝食：8時

昼食：12時

夕食：18時以降

■入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			550円
〃 ※指定難病・小児慢性特定疾病患者			330円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	270円
		90日超	220円

70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			550円
〃 ※指定難病患者			330円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以内	270円
		90日超	220円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			130円